

2017年1月24日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第436号）

中国人民銀行、 クロスボーダー融資をさらに緩和 融資限度額は企業純資産の2倍に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は2017年1月13日付で『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理についての通達』（銀発[2017]9号、以下『9号通達』という）を公布、施行しました。マクロプルーデンス管理モデルに基づく全国の企業および金融機関におけるクロスボーダーの資金調達をさらに緩和し、企業が調達できる国外資金の限度額は純資産の1倍から2倍に拡大されました。

□ 政策緩和により外貨流入を誘導

マクロプルーデンス管理モデルは、純資産額により算出される金額を上限に外債を借り入れられる制度です。残高管理を適用するものの、調達資金のリスク因数によって残高に計上される金額が変わる仕組みになっています。PBOCは2016年1月、上海・広東・天津・福建の4自由貿易試験区でこの管理モデルを試行¹した後、同年4月29日付で『全国範囲における全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の実施に関する通達』（銀発[2016]132号、以下『132号通達』という）を公布²し、人民元・外貨の資金調達を一体化した全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルを全国の企業と金融機関に展開しました。

近年の人民元安と資金流出の深刻化を背景として、PBOCは「拡流入」（外貨流入を拡大する）という政策方針の下、『132号通達』の公布から1年足らずで今回再び、クロスボーダー融資の条件をさらに緩和しました。『9号通達』は、①企業のクロスボーダー融資レバレッジ率を1から2に拡大、②企業が国外金融機関から獲得した外貨トレードファイナンスはクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算しない、等といった点で『132号通達』より規制を緩和しています（図表1参照）。

¹ 試行の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第415号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0427-XF-0105.pdf>

² 『132号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第420号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0434-XF-0105.pdf>

【図表1】『132号通達』と『9号通達』の規定内容比較

	132号通達	9号通達
適用対象	中国国内で設立した企業(不動産企業、地方融資プラットフォーム会社を除く)、PBOC等の批准により設立した法人金融機関	中国国内で設立した企業(不動産企業、地方融資プラットフォーム会社を除く)、PBOC等の批准により設立した法人金融機関、 <u>外国銀行(香港・マカオ・台湾地区銀行を含む)の国内支店</u>
国外資金調達の実質上限額	【企業】 純資産額の1倍 【非銀行金融機関】 資本金(払込資本金・株式資本金+資本金積立)の1倍 【銀行類金融機関】 一級資本の0.8倍	【企業】 純資産額の2倍 【非銀行金融機関】 資本金(払込資本金・株式資本金+資本金積立)の1倍 【銀行類金融機関】 一級資本の0.8倍 【外国銀行国内支店】 運転資本の0.8倍
国外金融機関から獲得したトレードファイナンスの融資リスク加重残高計算基準	<u>人民元トレードファイナンス</u> はクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて <u>計算しない</u>	<u>人民元・外貨トレードファイナンス</u> ともにクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて <u>計算しない</u>
受動的負債の融資リスク加重残高計算基準	<u>人民元の受動的負債</u> はクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて <u>計算しない</u>	<u>人民元・外貨の受動的負債</u> はクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて <u>計算しない</u>
国外インターバンク貸借の融資リスク加重残高計算基準	記載なし	金融機関による国外インターバンク貸借はクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて <u>計算しない</u>
国内担保・国外貸付の融資リスク加重残高計算基準価格	金融機関が顧客のために提供する国内担保・国外貸付により形成された対外偶発債務は、 <u>公正価格</u> で計算	金融機関が顧客のために提供する国内担保・国外貸付により形成された対外偶発債務は、 <u>額の20%</u> で計算

(関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 純資産や資本金額に基づき資金調達の上限額を計算

企業および金融機関が新モデルの適用を選択した場合、既存の外債(外貨・人民元とも)の未償還残高は新モデルの残高に組み入れます(第13条)。マクロプルーデンス管理モデルに基づく国外資金調達の上限額は以下、図表2のように算出されます(第6条)。

【図表2】国外資金調達の上限額の計算

主体	資本・純資産		クロスボーダー融資レバレッジ率		マクロプルーデンス調節パラメーター
企業	= 純資産	×	2	×	1
非銀行金融機関	= 資本金	×	1	×	1
銀行類金融機関*	= 一級資本	×	0.8	×	1
外国銀行の国内支店	= 運転資本	×	0.8	×	1

* 政策性銀行、商業銀行、外資銀国等を含む

(『9号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

国外調達資金の残高額には、純粹な国外資金調達額ではなく、調達額をリスク因数で乗じた金額（クロスボーダー融資リスク加重残高）が計上されます（第3条）。リスク因数には期限リスク転換因数、類別リスク転換因数、為替リスク換算因数があり、クロスボーダー融資リスク加重残高の計算式は「人民元・外貨クロスボーダー融資残高×期限リスク×類別リスク＋外貨クロスボーダー融資残高×為替リスク」となります（図表3参照）。

例えば、100万米ドルの資金を期限1年以下の短期外債として借り入れた場合、そのリスク加重残高は「100万米ドル×1.5（短期融資リスク）×1（オンバランス・リスク）＋100万米ドル×0.5（為替リスク）＝200万米ドル」。この「200万米ドル」を資金借入日の人民元対米ドル為替レート仲値で人民元に換算した金額がクロスボーダー融資残高として計上されます（第8条）。

【図表3】リスク因数とその数値

リスク因数	リスク区分	数値
期限リスク転換因数	中長期融資（1年超）	1
	短期融資（1年以下）	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	1
為替リスク換算因数		0.5

（『9号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

調達する国外資金には、残高に計上される資金と計上されない資金があります（図表4参照）。

【図表4】クロスボーダー融資残高に計上する（しない）資金

	資金の種類	定義・条件等
計上する資金	オフバランス融資（偶発債務）	金融機関が顧客企業のために提供する国内担保・国外貸付は <u>額の20%で計算</u> 、金融機関が顧客のために提供するデリバティブ商品により形成された対外偶発債務は <u>公正価格で計算</u> 、金融機関が自社のリスクヘッジ取引により国際金融市場で発生した偶発債務も <u>公正価格で計算</u>
	その他	各種対外負債で、実際の状況に応じて計上
計上しない資金	受動的負債	国外機構による国内債券市場への投資で発生した企業・金融機関の人民元負債、国外主体が金融機関に預け入れた人民元預金、QFIIもしくはRQFIIが金融機関に留保した委託管理資金、国外機構が金融機関の委託管理口座に預けている国内で人民元債券の発行により募集した資金
	貿易信用、トレードファイナンス	企業による貿易信用（前払いや延払い等）と国外金融機関から獲得したトレードファイナンス、金融機関による各種トレードファイナンス
	集団内部の資金往来	企業が主宰するクロスボーダー資金集中管理で発生した対外負債
	国外インターバンク預入、貸借、関連行・付属機構との資金往来	金融機関による国外インターバンク預金、 <u>貸借</u> 、関連行・付属機構との資金往来で発生した対外負債
	パンダ債（自社使用）	企業の国外親会社が中国国内で人民元債券を発行し、貸付方式で国内子会社に使用する場合
	譲渡・減免	企業・金融機関が融資資金の持分化（デッド・エクイティ・スワップ）や債務減免で獲得した資金

（『9号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『9号通達』は、PBOCが金融システミック・リスクの発生を防ぐことを目的として、リスクモニタリ

ングに基づくコントロール措置を採ることができるとしています（第9条）。具体的な措置としては、国外融資レバレッジ率をはじめとする各種数値の調整やリスク準備金の徴収を挙げています。数値の調整によりクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超えてしまった場合、残高が上限以下に戻るまで、ロールオーバーを含む新規融資が取り扱えなくなります。

□ 調達資金は自由元転が可能

企業はマクロプルーデンス管理モデルに基づくクロスボーダーの資金調達を一般の銀行口座もしくは自由貿易口座（FTA口座）で取扱うことが可能で、調達した外貨資金は自由元転することができるとしています（第10条）。調達した資金は国と自由貿易試験区の産業政策に沿って自社の生産経営活動に使用しなければなりません（同上）。なお、金融機関は調達資金を資本増強に用いることができるとしています（第11条）。

企業は、クロスボーダー融資契約締結後から借入日の3営業日前までの間に、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況契約の届出を行わなければならないとしています（第10条）。また、企業は毎年遅滞なく国外債権者、借入期限、金額、利率、自社の純資産等のクロスボーダー融資の関連情報を更新しなければならず、監査を経た純資産、融資契約に係わる国外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、遅滞なく届出変更を行わなければならないとしています（同上）。

『9号通達』は、「中国人民銀行、国家外貨管理局が実施している人民元・外貨クロスボーダー融資等の地域性クロスボーダー融資革新試行は、2017年5月4日より統一的に本通達のモデルにより管理する」と明記しています（第13条）。このため、『132号通達』等で試行されている外債マクロプルーデンス管理の各種試行措置は、2017年5月4日より『9号通達』に一本化されることとなります。

ただ、外商投資企業、外資金融機関に対しては、公布日（2017年1月13日）より1年の過渡期を設置し、過渡期内においては現行クロスボーダー融資管理モデルおよび本通達のモデルのいずれか1種を選択して適用することができるとしていますが、過渡期終了後、外資金融機関は自動的に『9号通達』のモデルを適用するとしている一方、「外商投資企業のクロスボーダー融資管理モデルは中国人民銀行、国家外貨管理局が本通達の全体実施状況に基づき評価した後に確定する」としています（第13条）。

*

『9号通達』は公布日より施行とし、『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通達』（銀発[2016]18号）および『全国範囲における全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の実施に関する通達』（銀発[2016]132号）は同時に廃止されます。『9号通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行
銀発[2017]9号
全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理についての通達

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、深圳市中心支行、国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局；国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行；

企業および金融機関のクロスボーダー融資の余地をさらに拡大し、国内機構が国外の低コスト資金の十分な利用を利便化し、実体経済の融資コストを低減するため、中国人民銀行は全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策の実施状況に対して全面的に評価した上、政策のフレームワークに対してさらに改善化した。ここに関連事項について以下のように通知する。

- 1、本通達というクロスボーダー融資とは、国内機構が非居住者から人民元・外貨資金を調達する行為を指す。本通達は、法により中国国内で設立した法人企業（以下「企業」という）および法人金融機関に適用する。本通達の適用する企業は非金融企業に限り、かつ政府融資プラットフォームおよび不動産企業を含まない。本通達の適用する金融機関とは中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会および中国保険監督管理委員会の批准により設立した各種法人金融機関を指す。その他、外国銀行（香港・マカオ・台湾地区銀行は参照して適用する、以下同様）の国内支店は本通達の適用範囲に組み入れ、特殊説明を除き、関連政策の手配は国内法人外資銀行を参照して取り扱う。
- 2、中国人民銀行は、マクロ経済の過熱度、国際収支状況およびマクロ金融コントロールの必要性に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率、リスク転換因数、マクロプルーデンス調節パラメーター等に対して調整を行い、合わせて27の銀行類金融機関（添付リストを参照）のクロスボーダー融資に対してマクロプルーデンス管理を行う。国家外貨管理局は、企業および27の銀行類金融機関以外のその他の金融機関のクロスボーダー融資に対して管理を行い、合わせて企業および金融機関に対して全範囲クロスボーダー融資統計モニタリングを行う。中国人民銀行および国家外貨管理局の間で情報共有メカニズムを構築する。
- 3、マクロプルーデンス規則の下でのマイクロ主体の資本金もしくは純資産に基づくクロスボーダー融資制約メカニズムを構築し、企業および金融機関はすべて規定により自主的に人民元・外貨クロスボーダー融資を展開することができる。

企業および金融機関が展開するクロスボーダー融資は、リスク加重により残高を計算（借入済の

未償還残高を指す、以下同様) し、リスク加重残高は上限を超えてはならない。すなわち、クロスボーダー融資リスク加重残高 \leq クロスボーダー融資リスク加重残高の上限。

クロスボーダー融資リスク加重残高 $=\sum$ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高 \times 期限リスク転換
因数 \times 類別リスク転換因数 $+\sum$ 外貨クロスボーダー融資残高 \times 為替リスク換算因数

期限リスク転換因数：返済期限が1年（1年を含まない）以上の中長期クロスボーダー融資の期限
リスク転換因数は1とし、返済期限1年（1年を含む）以下の短期クロスボーダー融資の期限リス
ク転換因数は1.5とする。

類別リスク転換因数：オンバランス融資の類別リスク転換因数は1に設定し、オフバランス融資
（偶発債務）の類別リスク転換因数は1に暫定する。

為替リスク換算因数：0.5。

4、クロスボーダー融資リスク加重残高の計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は、企業お
よび金融機関（国外分支機構を含まない）が人民元および外貨の形式で非居住者から調達する資
金を含み、オンバランス融資とオフバランス融資をカバーする。以下の業務類型は、クロスボー
ダー融資リスク加重残高に組み入れて計算しない。

- (1) 受動的負債：企業および金融機関の国外機関による国内債券市場への投資により発生した外
貨・人民元受動的負債。国外主体が金融機関に預け入れた外貨・人民元預金。適格国外機関
投資家（QFII）もしくは人民元適格国外機関投資家（RQFII）が金融機関に預け入れた QFII、
RQFII 委託管理資金。国外機構が金融機関の委託管理口座に預け入れている、国内で人民元債
券の発行により募集した資金。
- (2) 貿易信用、トレードファイナンス：企業が真実のクロスボーダー貿易に係わり発生した貿易
信用（延払いおよび前払いを含む）および国外金融機関から獲得したトレードファイナンス。
金融機関の真実のクロスボーダー貿易に基づく決済の取扱により発生した各種トレードファ
イナンス。
- (3) 集団内部の資金往来：企業が主宰する届出を経た集団内のクロスボーダー資金集中管理業務
に係り発生した対外負債。
- (4) 国外インターバンク預金、貸借、関連行および付属機構との往来：金融機関の国外インター
バンク預金、貸借、関連行および付属機構との往来により発生した対外負債。
- (5) 自社使用のパンダ債：企業の国外親会社が中国国内で人民元債券を発行して貸付の形式で国
内子会社に用いる場合。
- (6) 譲渡と減免：企業および金融機関のクロスボーダー融資の資本金転換もしくは債務減免の獲

得済等の状況において、相応の金額は計上しない。

中国人民銀行は、マクロ金融コントロールの必要と業務展開の状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算しない業務類型に対して調整を行い、必要なときは企業および金融機関の、ある特定のクロスボーダー融資業務をクロスボーダー融資リスク加重残高の計算に組み入れないことを許可することができる。

5、 人民元・外貨クロスボーダー融資に組み入れる各類型融資は、クロスボーダー融資リスク加重残高において以下の方法により計算する。

- (1) オフバランス融資（偶発債務）：金融機関が顧客に提供する国内担保・国外貸付は20%によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。金融機関の、顧客の真実のクロスボーダー取引ならびに資産・負債通貨種類および期限リスクヘッジ管理サービスの必要に基づくデリバティブ商品により形成された対外偶発債務、自社の通貨種類および期限リスクのヘッジ管理の必要により、国際金融市場取引に参加して発生した偶発債務は、公正価格によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。金融機関がデータを送付するとき、同時に当該機関の偶発債務の名義元本および公正価格の計算方法を報告しなければならない。
- (2) その他。その他の各種クロスボーダー融資は、すべて実際の状況によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。

中国人民銀行は、マクロ金融コントロールの必要性および業務展開の状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高における各類型融資の計算方法に調整を行うことができる。

6、 クロスボーダー融資リスク加重残高の上限の計算：クロスボーダー融資リスク加重残高の上限＝資本金もしくは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメータ一。

資本金もしくは純資産：企業は純資産により計算し、銀行類法人金融機関（政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、都市信用合作社、農村信用合作社、外資銀行を含む）は一級資本により計算し、非銀行法人金融機関は資本金（払込資本金もしくは株式資本金＋資本金積立）により計算し、外国銀行の国内支店は運転資本により計算し、直近1期の監査を経た財務報告を基準とする。

クロスボーダー融資レバレッジ率：企業は2とし、非銀行法人機関は1とし、銀行類法人金融機関および外国銀行の国内支店は0.8とする。

マクロプルーデンス調節パラメーター：1。

- 7、 企業および金融機関のクロスボーダー融資の契約締結通貨種類、借入通貨種類および償還通貨種類は、必ず一致を保持しなければならない。
- 8、 クロスボーダー融資リスク加重残高および上限の計算は、すべて人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は借入日の為替相場水準で以下の方式により換算して計上する。すでに中国外貨取引センターで市場（地域的市場を含む）取引されている外貨は、人民元為替相場の仲値もしくはは地域取引の参考価格を適用する。中国外貨取引センターで市場取引されていない通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。
- 9、 中国人民銀行は、クロスボーダー融資マクロリスクモニタリング指標体系を構築し、クロスボーダー融資マクロリスク指標がアラーム値に触れた場合、カウンターシクリカルなコントロール措置を採って、システム的な金融リスクをコントロールする。

カウンターシクリカルな措置は、単独措置もしくは措置の組み合わせの方式を採用して行うことができ、単独、複数もしくは全部の企業および金融機関を対象として行うこともできる。総量コントロール措置はクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターの調整を含み、構造コントロール措置は各種リスク転換因数の調整を含む。マクロプルーデンス評価（MPA）の結果に基づき金融機関のクロスボーダー融資の総量および構造に対して調整・コントロールし、必要なときは国の金融安定を維持する必要に基づき、リスク準備金の徴収等その他のカウンターシクリカルな措置を採って、システム的な金融リスクを防止することができる。

企業および金融機関は、リスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターの調整によりクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超えてしまった場合、もとのクロスボーダー融資契約は期限到来まで保持することができる。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限内に調整される前に、クロスボーダー融資のロールオーバーを含む新たなクロスボーダー融資業務を行ってはならない。

- 10、 企業のクロスボーダー融資業務。

- (1) 企業は、クロスボーダー融資契約締結後の借入前3営業日に遅れないように、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況契約の届出を行わなければならない。企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱う決済銀行は、中国人民銀行の人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに企業の融資情報、口座情報、人民元クロスボーダー受取・支払情報等を送付しなければならない。すべてのクロスボーダー融資業務資料は、決

済銀行で保管して検査に備え、保管期限は当該クロスボーダー融資業務の終了日から5年までとする。

- (2) 企業がクロスボーダー融資契約締結届出を行った後、および金融機関が自社でクロスボーダー融資情報の送付を行った後、借入、返済の手配に基づき、借入主体のために関連の資金決済を取り扱うことができ、合わせて関連決済情報を規定により中国人民銀行および国家外貨管理局の関連システムに送付して、クロスボーダー融資情報の更新を完成させる。
企業は毎年、遅滞なくクロスボーダー融資および権益関連の情報を更新しなければならない（国外債権者、借入期限、金額、利率および自社の純資産等を含む）。監査を経た純資産、融資契約に係わる国外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、企業は遅滞なく届出変更を行わなければならない。
- (3) クロスボーダー融資の展開に係わる資金往来について、企業は一般の人民元・外貨口座を採用して取り扱うことができ、自由貿易口座を採用して取り扱うこともできる。
- (4) 企業が調達した外貨資金は自由元転することができる。企業が調達した資金の使用は、国の関連規定に合致し、自社の生産経営活動のために用い、合わせて国と自由貿易区の産業マクロコントロールの方向に合致していなければならない。

11、金融機関のクロスボーダー融資業務：中国人民銀行総行は27の銀行類金融機関のクロスボーダー融資業務に対して統一管理を実行し、27の銀行類金融機関は法人単位で集中して中国人民銀行総行に関連資料を送付する。国家外貨管理局は27の銀行類金融機関以外のその他の金融機関のクロスボーダー融資業務に対して管理を行う。金融機関は、クロスボーダー融資業務を展開する前に、本通達の要求に基づき、自社の状況を結び付けて人民元・外貨クロスボーダー融資業務のオペレーション規程および内部統制制度を制定し、中国人民銀行、国家外貨管理局に報告して届出した後、実施しなければならない。

- (1) 金融機関は、初めてクロスボーダー融資業務を行う前に、本通達のクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーター、ならびに当該機構の直近1期の監査を経た資本データに基づき、当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高およびクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を計算し、合わせて計算の詳細過程を中国人民銀行、国家外貨管理局に送付しなければならない。
金融機関が行うクロスボーダー融資業務は、当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高が上限以内の状況において行わなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額を下回る場合、金融機関は自社で国外機構と融資契約を締結することができる。
- (2) 金融機関は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号発布）等の管理制度に基づき人民元・外貨口座を開設し、クロスボーダー融資に係わる資金の受取・支払を取り扱うことができる。
- (3) 金融機関は、クロスボーダー融資契約の締結後、執行前に、中国人民銀行、国家外貨管理局

に資本金額、クロスボーダー融資契約情報を送付し、合わせて借入後、規定により人民元・外貨クロスボーダー収入情報を送付し、利息支払および元本償還後に人民元・外貨クロスボーダー支払情報を送付しなければならない。監査を経た資本、融資契約に係わる国外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、金融機関はシステムにおいて遅滞なく関連情報を更新しなければならない。

金融機関は、毎月第5営業日までに前月の当該機構の人民元・外貨クロスボーダー融資発生状況、残高変動等の統計情報を中国人民銀行、国家外貨管理局に報告しなければならない。すべてのクロスボーダー融資業務資料は保管して検査に備え、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了日から5年までとする。

- (4) 金融機関が調達した資金は、資本金の補充、实体经济発展への奉仕に用いることができ、合わせて国の産業マクロコントロールの方向に合致していること。国家外貨管理局の批准を経て、金融機関が調達した外貨資金は元転して使用することができる。

- 12、中国人民銀行、国家外貨管理局は、役割分担に基づき、定期的もしくは不定期に金融機関および企業が展開するクロスボーダー融資状況に対してオフサイト確認および立入検査を行うことができ、金融機関および企業は協力しなければならない。

遅滞なくクロスボーダー融資関連情報を送付および変更していないことを発見した場合、中国人民銀行および国家外貨管理局は事実の調査後、係わった金融機関もしくは企業に対して通報・批判し、期限付きで是正させて『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律・法規に基づき処分を行う。

規模上限を超えてクロスボーダー融資を展開した、または調達資金の使用と国、自由貿易区の産業マクロコントロールの方向とが不一致であることを発見した場合、中国人民銀行および国家外貨管理局はそれに直ちに是正を命令することができ、合わせて実情に基づき『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定により借入主体に対し処罰を行うことができる。情状が深刻な場合、そのクロスボーダー融資業務を一時的に停止させることができる。中国人民銀行は、金融機関のクロスボーダー融資行為をマクロプルーデンス評価システムに組み入れて考課し、情状が深刻な場合、中国人民銀行は状況をみてそれに対象を定めたリスク準備金を徴収することもできる。

上限を超えてクロスボーダー融資決済を取り扱った金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は是正を命令する。上限を超えるクロスボーダー融資決済が複数回発生した金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局はそのクロスボーダー融資決済業務を一時的に停止させる。

- 13、企業および金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は外債の事前批准を実行せず、企業

は事前の契約締結届出に改め、金融機関は事後の届出に改め、もとの管理モデルにおけるクロスボーダー融資の期限未到来残高は本通達の管理に組み入れる。中国人民銀行、国家外貨管理局が実施している人民元・外貨クロスボーダー融資等の地域性クロスボーダー融資革新試行は、2017年5月4日より統一的に本通達のモデルにより管理する。

本通達の公布日より、外商投資企業、外資金融機関に1年の過渡期を設置し、過渡期において外商投資企業、外資金融機関は現行のクロスボーダー融資管理モデルおよび本通達のモデルのいずれか1種のモデルを選んで適用することができる。

過渡期が終了後、外資金融機関は自動的に本通達のモデルを適用する。外商投資企業のクロスボーダー融資管理モデルは中国人民銀行、国家外貨管理局が本通達の全体実施状況に基づき評価した後に確定する。

- 14、本通達は、公布日より施行する。施行日より、『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通達』（銀発[2016]18号）および『全国範囲における全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の実施に関する通達』（銀発[2016]132号）は同時に廃止する。中国人民銀行、国家外貨管理局の以前の関連規定と本通達が不一致である場合、本通達を基準とする。

添付：27の銀行類金融機関リスト

27 の銀行類金融機関リスト

1	国家開発銀行
2	中国輸出入銀行
3	中国農業発展銀行
4	中国工商銀行
5	中国農業銀行
6	中国銀行
7	中国建設銀行
8	交通銀行
9	中信銀行
10	中国光大銀行
11	華夏銀行
12	中国民生銀行
13	招商銀行
14	興業銀行
15	広発銀行
16	平安銀行
17	上海浦東発展銀行
18	恒豊銀行
19	浙商銀行
20	渤海銀行
21	中国郵政貯蓄銀行
22	北京銀行
23	上海銀行
24	江蘇銀行
25	匯豊銀行（中国）有限公司
26	花旗銀行（中国）有限公司
27	渣打銀行（中国）有限公司

(中国語原文)

中国人民银行
银发〔2017〕9号
关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为进一步扩大企业和金融机构跨境融资空间，便利境内机构充分利用境外低成本资金，降低实体经济融资成本，中国人民银行在对全口径跨境融资宏观审慎管理政策实施情况进行全面评估的基础上，对政策框架进行了进一步完善。现将有关事宜通知如下：

- 一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用依法在中国境内成立的法人企业（以下简称企业）和法人金融机构。本通知适用的企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业；本通知适用的金融机构指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准设立各类法人金融机构。此外，将外国银行（港、澳、台地区银行比照适用，下同）境内分行纳入本通知适用范围，除特殊说明外，相关政策安排比照境内法人外资银行办理。
- 二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对 27 家银行类金融机构（名单见附件）跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对企业和除 27 家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行、国家外汇管理局之间建立信息共享机制。
- 三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，企业和金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。

企业和金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额（指已提用未偿余额，下同），风险加权余额不得超过上限，即：跨境融资风险加权余额≤跨境融资风险加权余额上限。

跨境融资风险加权余额=∑ 本外币跨境融资余额*期限风险转换因子*类别风险转换因子+∑ 外币跨境融资余额*汇率风险折算因子。

期限风险转换因子：还款期限在 1 年（不含）以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为 1，还

款期限在 1 年（含）以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为 1.5。

类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为 1，表外融资（或有负债）的类别风险转换因子暂定为 1。

汇率风险折算因子：0.5。

四、 跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括企业和金融机构（不含境外分支机构）以本币和外币形式从非居民融入的资金，涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算：

- （一） 被动负债：企业和金融机构因境外机构投资者投资境内债券市场产生的本外币被动负债；境外主体存放在金融机构的本外币存款；合格境外机构投资者（QFII）或人民币合格境外机构投资者（RQFII）存放在金融机构的 QFII、RQFII 托管资金；境外机构存放在金融机构托管账户的境内发行人民币债券所募集的资金。
- （二） 贸易信贷、贸易融资：企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷（包括应付和预收）和从境外金融机构获取的贸易融资；金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类贸易融资。
- （三） 集团内部资金往来：企业主办的经备案的集团内跨境资金集中管理业务项下产生的对外负债。
- （四） 境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来：金融机构因境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来产生的对外负债。
- （五） 自用熊猫债：企业的境外母公司在境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。
- （六） 转让与减免：企业和金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应金额不计入。

中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对不纳入跨境融资风险加权余额计算的業務类型进行调整，必要时可允许企业和金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。

五、 纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算：

- （一） 表外融资（或有负债）：金融机构向客户提供的内保外贷按 20% 纳入跨境融资风险加权余额计算；金融机构因客户基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债，及因自身币种及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按公允价值纳入跨境融资风险加权余额计算。金融机构在

报送数据时需同时报送本机构或有负债的名义本金及公允价值的计算方法。

(二) 其他：其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。

中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。

六、 跨境融资风险加权余额上限的计算：跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

资本或净资产：企业按净资产计，银行类法人金融机构（包括政策性银行、商业银行、农村合作银行、城市信用合作社、农村信用合作社、外资银行）按一级资本计，非银行法人金融机构按资本（实收资本或股本+资本公积）计，外国银行境内分行按运营资本计，以最近一期经审计的财务报告为准。

跨境融资杠杆率：企业为 2，非银行法人金融机构为 1，银行类法人金融机构和外国银行境内分行为 0.8。

宏观审慎调节参数：1。

七、 企业和金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。

八、 跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位，外币跨境融资以提款日的汇率水平按以下方式折算计入：已在中国外汇交易中心挂牌（含区域挂牌）交易的外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币，适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。

九、 中国人民银行建立跨境融资宏观风险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标触及预警值时，采取逆周期调控措施，以控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部企业和金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。根据宏观审慎评估（MPA）的结果对金融机构跨境融资的总量和结构进行调控，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

企业和金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加

权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

十、 企业跨境融资业务：

- (一) 企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前 3 个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算银行备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起 5 年。
- (二) 企业办理跨境融资签约备案后以及金融机构自行办理跨境融资信息报送后，可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行、国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。
企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，企业应及时办理备案变更。
- (三) 开展跨境融资涉及的资金往来，企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理。
- (四) 企业融入外汇资金可意愿结汇。企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家和自贸实验区的产业宏观调控方向。

十一、 金融机构跨境融资业务：中国人民银行总行对 27 家银行类金融机构跨境融资业务实行统一管理，27 家银行类金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。国家外汇管理局对除 27 家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资业务进行管理。金融机构开展跨境融资业务前，应根据本通知要求，结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度，报中国人民银行、国家外汇管理局备案后实施。

- (一) 金融机构首次办理跨境融资业务前，应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，以及本机构最近一期经审计的资本数据，计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限，并将计算的详细过程报送中国人民银行、国家外汇管理局。
金融机构办理跨境融资业务，应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限额，则金融机构可自行与境外机构签订融资合同。
- (二) 金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令〔2003〕第 5 号发布）等管理制度开立本外币账户，办理跨境融资涉及的资金收付。
- (三) 金融机构应在跨境融资合同签约后执行前，向中国人民银行、国家外汇管理局报送资本金额、跨境融资合同信息，并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息，支付利息和偿还本

金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的资本，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，金融机构应在系统中及时更新相关信息。

金融机构应于每月初 5 个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行、国家外汇管理局。所有跨境融资业务材料留存备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起 5 年。

(四) 金融机构融入资金可用于补充资本金，服务实体经济发展，并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准，金融机构融入外汇资金可结汇使用。

十二、 中国人民银行、国家外汇管理局按照分工，定期或不定期对金融机构和企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查，金融机构和企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的，中国人民银行、国家外汇管理局将在查实后对涉及的金融机构或企业通报批评，限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超上限开展跨境融资的，或融入资金使用与国家、自贸实验区的产业宏观调控方向不符的，中国人民银行、国家外汇管理局可责令其立即纠正，并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。

对于办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将责令整改；对于多次发生办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将暂停其跨境融资结算业务。

十三、 对企业和金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，企业改为事前签约备案，金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局实行的本外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，自 2017 年 5 月 4 日起统一按本通知模式管理。

自本通知发布之日起，为外商投资企业、外资金融机构设置一年过渡期，过渡期内外商投资企业、外资金融机构可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用。

过渡期结束后，外资金融机构自动适用本通知模式。外商投资企业跨境融资管理模式由中国人民银行、国家外汇管理局根据本通知总体实施情况评估后确定。

十四、 本通知自发布之日起施行，自施行之日起，《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发〔2016〕18号）和《中国人民银行关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知》（银发〔2016〕132号）同时废止。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

附件：27家银行类金融机构名单

27 家银行类金融机构名单

1	国家开发银行
2	进出口银行
3	农业发展银行
4	中国工商银行
5	中国农业银行
6	中国银行
7	中国建设银行
8	交通银行
9	中信银行
10	中国光大银行
11	华夏银行
12	中国民生银行
13	招商银行
14	兴业银行
15	广发银行
16	平安银行
17	浦发银行
18	恒丰银行
19	浙商银行
20	渤海银行
21	中国邮政储蓄银行
22	北京银行
23	上海银行
24	江苏银行
25	汇丰银行（中国）有限公司
26	花旗银行（中国）有限公司
27	渣打银行（中国）有限公司

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。